

26 平成24年9月3日申請（平成24年（争）第1号（地上基幹放送の再放送に関する同意）

（1）経過

| | |
|--------|---|
| 平成24年 | |
| 9月3日 | A組合から、あっせんの申請（平成24年（争）第1号）。 （⇒（2）） |
| 10月16日 | 委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。 |
| 11月1日 | あっせん委員（淵上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林（亜）特別委員）の指名。 |
| 12月4日 | B放送局から、答弁書の提出。（⇒（3）） |
| 12月26日 | 両当事者から意見の聴取。 |
| 平成25年 | |
| 1月21日 | B放送局から、あっせん委員からの質問（1月11日付け）に対する回答の提出。 |
| 2月20日 | A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）及びあっせん委員からの質問（1月11日付け）に対する回答の提出。 |
| 5月9日 | A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）の提出 |
| 10月28日 | B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4）） |
| 10月31日 | A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。（⇒（4）） あっせん終了。 |

（2）申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。